

静岡県「事業仕分け」

事業概要説明書（第1日目・第1班）

平成21年10月31日（土）

- 事業名一覧 -

事業番号	事業名
1	コミュニティ施設整備費助成
2	いきいきしずおか交流・定住推進事業費
3	総合文書管理システム整備事業費
4	しずおかデジタル・オフィス運用研修事業費
5	静岡悠久の森整備事業費
6	産業廃棄物適正処理・不法投棄対策事業費
7	福祉ロボット普及啓発事業費
8	人にやさしいまちづくり支援事業費
9	産休等代替職員雇上事業費助成
10	乳幼児医療費助成
11	母子家庭等医療費助成

調書の見方(事業概要)
(事業番号)

事業概要説明書

予算額(単位:千円) 下段()は
補助金を除く県独自の財源

事業名		決算		決算	初	所管	
新世代地域ネットワーク施設整備事業費助成		事業費	50,000	50,000	55,000	部	
		(うち一般財源)	(50,000)	(50,000)	(55,000)	局 室	
施策の指標	成果目標	管理指標		長期目標	実績	実績	21 目標
		インターネット利用県民数		300 万人 (H22)	270 万人	280 万人	290 万人
事業説明	成果目標寄与度	+10 万人	(説明)	本事業の実施により施設の整備が一層図られ、これにより世帯普及率が5%上昇し、インターネット利用県民数も10万人増加すると見込まれる。			
	成果目標を補完する事業指標	事業指標		長期目標	実績	実績	21 目標
		ネットワーク整備空白地域7地域を平成22年度までに解消	空白地域ゼロ(H22)	残り7地域	残り5地域	残り0地域	
	県の役割	災害緊急ネットワークを含む施設整備を行う事業者に助成する市町に対し県が助成する。					
見直しの内容	地域情報化の進捗に伴い、市町の情報化支援、インターネット普及啓発等の事業を縮小し()000千円) 本事業に重点化。						

事業内容

県民などとの協働で最終的に実現したい目標

成果目標を達成するために県として実現したい目標

事業の内容を説明

- ・概要
- ・経費内訳
- ・全体計画
- ・事業の必要性
- ・他自治体での類似事業
- ・コスト情報
- ・参考資料 など

事業名	分析	決算	決算	②当初	所管
コミュニティ施設整備費 助成	事業費	81,948	74,519	91,000	総務部
	(うち一般財源)	(81,948)	(74,519)	(91,000)	自治局 自治行政室

施策の指標	成果目標	管理指標		長期目標	実績	実績	21 実績
		県民の地域活動への参加状況		70.0%以上 (H22)	(77.7%)	(77.7%)	80.5%

事業説明	成果目標 寄与度	(説明)					
	成果目標 を補完する 事業指標	事業指標		長期目標	実績	見込み	21 目標
	県の役割	コミュニティ活動の一層の活性化による自主的な地域づくりを推進し、自立した市町の形成に資するため、地域コミュニティ活動拠点整備への支援を行う。					
	見直しの 内 容	地域コミュニティの活動拠点である地区集会施設の整備を通じてコミュニティ活動の活性化を図るため、引き続き県の支援が必要である。					

事業内容

1 目的

地域コミュニティは、防災・防犯、青少年健全育成、環境保全など様々な地域課題の解決に向けて取り組んでおり、「安心」、「安全」、「人づくり」などの分野における県の諸施策を推進する上でも欠かすことのできない協働の担い手である。このため、県においては、活動拠点として重要な役割を果たすコミュニティ施設（地区集会所等）の整備を支援し、地域活動の更なる充実を図る。

2 概要

(1) 事業概要

昭和54年度から、コミュニティ活動の拠点となるコミュニティ施設の整備を行う市町村及びコミュニティ組織に対して補助を行う市町村に対して支援を行ってきたが、地域でのコミュニティ活動において、コミュニティ施設が果たす役割は大きく、コミュニティづくりの推進を図るために必要との判断から、平成21年度から3年間を第10期として支援を継続している。

【第10期の事業概要】

区 分	内 容
事業期間	平成21年度～23年度(3カ年)
事業目的	コミュニティづくりの推進のため、コミュニティ活動の拠点となるコミュニティ施設(地区集会所)の整備事業へ助成を行う。
事業主体	市町(政令市を除く。以下同じ。)又は市町が補助するコミュニティ組織(自治会等)
補助対象経費	市町又はコミュニティ組織が実施するコミュニティ施設整備に要する経費 コミュニティ施設とは 地域住民のコミュニティ活動の拠点となる集会機能を持つ施設(地区集会所)
補助率	次の、のうちのいずれか低い額 市町実施事業 : 事業費×1/3以内 又は (事業費-寄附金)×1/2以内 コミュニティ組織事業 : 事業費×1/3以内 又は 市町補助額×1/2以内
補助限度額	1箇所当たり4,000千円
その他	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインへの配慮を補助要件としている。 県の補助は、1地区につき1回限り 県の採択基準により実施できない地区(市町からの要望順位が3位以降の地区及び過去に助成した地区)については、財団法人市町村振興協会の制度で補完的に対応している。

(2) 平成 21 年度事業費等

	事業費 (件数)	人件費	総計
21 年度当初予算	91,000 千円 (24 件)	4,000 千円	95,000 千円
21 年度実績	56,523 千円 (16 件)	2,800 千円	59,323 千円
差	34,477 千円 (8 件)	1,200 千円	35,677 千円

実績は、9 月末時点での交付決定額

3 事業の必要性

地域における様々な課題に対する協働の担い手として地域コミュニティへの期待が高まっていることから、県と市町により地域の活動拠点の整備を推進する必要がある。

災害時の自主的な避難場所としてコミュニティ施設が使用される場合があることから、県は市町とともに補助制度を設け、老朽化した耐震性のないコミュニティ施設の建替を促進する必要がある。

県内各地のコミュニティ施設を誰もが使いやすいものとするために、県の補助制度により建物のユニバーサルデザイン化を普及、促進していくことが必要である。

平成 22 年度以降に施設整備を計画している市町が依然として多く、市町からの事業継続の要望が非常に強い。

4 事業の課題

・事業の執行が、コミュニティ組織の事業計画（建設資金の準備状況等）に委ねられているため、県が想定した計画により事業を実施していくことが困難である。

参考資料

1 比較参考

(1) 他県の事例

	埼玉県	神奈川県
事業名	コミュニティ施設整備事業	市町村振興メニュー事業
事業概要	コミュニティ活動を促進するため、活動の拠点となる施設の整備を行う市町村に対し補助する。	誰もが安全かつ円滑に利用することができる集会所の整備に対して助成を行う。
補助対象	市町村	市町村
補助率	普通交付税不交付団体 1/3 以内、 上記以外の団体 1/2 以内	原則 1/3 以内
補助限度額	500 万円	600 万円
開始年度	昭和 61 年度～	昭和 52 年度～

	石川県	福井県
事業名	コミュニティ施設整備事業	コミュニティ会館整備支援事業
事業概要	地縁による団体が行う文化、スポーツ施設等の整備に対し助成する。	集落単位で建設する集会施設の整備に対し、支援を行い、県内における地域づくりを進める。
補助対象	市町村	市町村
補助率	1/4 (ただし、少数世帯の場合、加算あり)	1/3 以内 (市町村は県補助の 1/2 以上)
補助限度額	820 万円	500 万円
開始年度	昭和 49 年度～	昭和 54 年度～

(2) 静岡県内の事例(政令市)

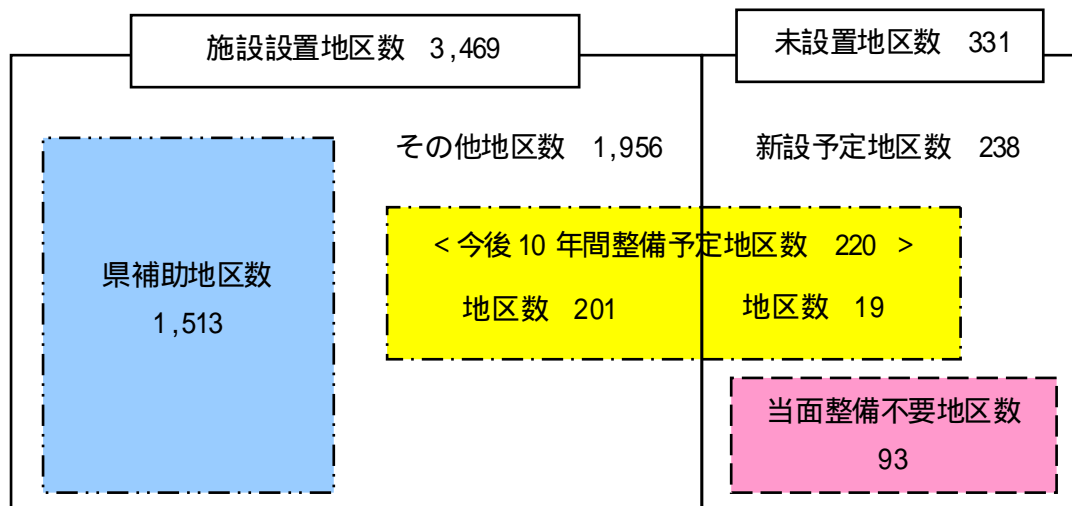
	静岡市	浜松市
事業名	静岡市集会所建設費等補助金	浜松市自治会集会所整備事業費補助金
事業概要	コミュニティ活動の基盤となる集会所の整備に対して助成を行う。	誰もが安全かつ円滑に利用することができる集会所の整備に対して助成を行う。
補助対象	自治会、町内会	自治会、町内会
補助率	1㎡あたり経費(15万円限度)× 補助対象面積×7/10	1/3 以内
補助限度額	1,050～3,360万円(世帯数により異なる)	800万円
開始年度	平成 15 年度～	平成 6 年度～(平成 21 年度から現行制度)

2 第10期の整備計画

	第9期実績(参考)		第10期計画			
	年度平均	計	H21	H22	H23	計
整備予定件数	24	73	24	26	25	75
金額(千円)	130,885	261,769	91,000	93,600	90,000	274,600

< 県内のコミュニティ施設整備予定(H20.9月調査による) >

調査対象地区数 3,800



3 地区集会所整備への助成実績

区 分	地区集会所			
	件数(件)		補助金額(千円)	
	各期累計	年平均件数	各期累計	1件あたり平均額
第1期(S54~S58)	510	102	870,404	1,707
第2期(S59~S61)	288	96	568,021	1,972
第3期(S62~H1)	260	87	554,634	2,133
第4期(H2~H6)	284	57	702,824	2,550
第5期(H7~H9)	174	58	613,095	3,524
第6期(H10~H12)	157	52	587,160	3,737
第7期(H13~H15)	120	40	439,865	3,666
第8期(H16~H17)	82	41	301,614	3,678
第9期(H18~H20)	73	24	262,213	3,181
合 計	1,948	65	4,920,707	2,526

実績には、静岡市、浜松市の実績を含む

4 予算実績

(単位:千円)

年 度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
当初予算額	147,000	170,000	146,000	136,000	119,000	102,000	91,000
2月補正額	-	-	12,785	30,254	36,808	26,979	-
最終予算額	147,000	170,000	133,215	105,746	82,192	75,021	-
決 算 額	146,507	169,741	131,873	105,302	81,948	74,519	(56,523)

平成21年度の決算額は、9月末時点での交付決定額

5 整備状況写真

< 施設の整備状況 >



整備前



整備後

< ユニバーサルデザインへの配慮 >



身障者が利用できるトイレの設置

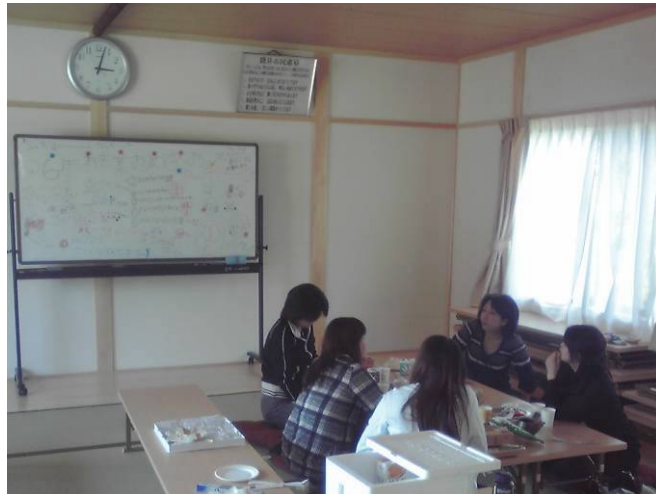


スロープと点字ブロックの設置

< 整備後のコミュニティ活動状況 >



手すりの設置・バリアフリー化



施設での活動状況

事業名		決算	決算	②1当初	所管		
いきいきしずおか交流・定住推進事業		事業費	2,554	2,920	2,700	総務部	
		(うち一般財源)	(2,554)	(2,920)	(2,700)	自治局 自治行政室	
施策の指標	成果目標	管理指標		長期目標	実績	実績	21目標
事業説明	成果目標寄与度	(説明)					
	成果目標を補完する事業指標	事業指標		長期目標	実績	実績	21目標
		移住・交流事業への積極的取組市町数		35	19	26	35
	県の役割	地域振興を図るため、交流・定住に積極的に取り組む市町、団体を支援する。					
見直しの内容	ポータルサイトを核とした情報発信を強化するとともに、市町村受入体制整備等を支援する。						

事業内容

1 事業の目的

人口減少と少子高齢化が進行している中、団塊世代の大量退職時代を迎え、都市から地方への回帰が始まると言われている。こうした団塊世代を中心とした交流人口を増大させ、さらに定住につなげることで地域活性化を図り、「自立する、豊かなしずおか」を実現するため、中山間地等の過疎地域に加え都市近郊も対象として交流・定住に積極的に取り組む市町を支援していく。

2 事業の概要

項目	内容	期待される効果	
情報	ポータルサイト「ゆとりすと静岡」運営 ブログポータルサイト運営	県・市町等による積極的な情報提供、 交流・定住志向者との情報交換	
	県内市町紹介ガイドブックの作成	交流・定住希望者への情報提供	
提供等	相談会等	ふるさと回帰フェア(東京、大阪)	県・参加市町の具体的な情報提供による 交流・定住人口の獲得 交流・定住のニーズ把握 その他、交流や定住を扱った情報雑誌の パブリシティを活用
		JOIN LIFE FESTA	
		デュアルライフフェア東京	
		個別相談への対応	
	ふじのくに交流会での情報提供		
	移住・交流推進機構(JOIN)への参加	情報発信、民間企業との交流・協働の場、 ビジネスモデル構築等	

【ポータルサイトの概要】 サイト名称: 静岡交流・定住情報サイト「ゆとりすと静岡」

情報サイト (リンク集)	県の概要	県勢概要、富士山、お茶、観光
	体験	体験施設、工場見学、かかりつけ湯
	交流	イベント、交通、道路、空港、宿泊
交流・定住に関する部局 横断の情報提供	暮らし	就職、暮らし、金融機関、医療と介護、住宅、 生きがいづくり
	情報リンク	市町・県窓口、関係団体
ブログポータルサイト	最新市町情報、ブログ会員相互の情報提供・交換 (平成21年10月現在 県内26市町が加入)	

ブログサイトは、和歌山県北山村「村プロ」のシステムを利用し、平成20年3月1日に開設。

事業概要説明書(つづき)

【ブログポータルサイトの運営状況】

会員数 189、ブログ数 125

(平成21年9月30日現在)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
アクセス件数計	21,884	24,139	27,278	30,800	33,723	30,328	168,152
1日平均	729	779	909	994	1,088	1,011	919
ページビュー件数計	367,821	313,821	346,257	415,817	436,933	346,335	2,226,984
1日平均	12,261	10,123	11,542	13,413	14,095	11,545	12,169

アクセス件数：サイトにアクセスした件数

ページビュー件数：アクセスした人が見たページの合計

最大アクセス件数：1,240(8月11日)、最大ページビュー件数：27,373(6月23日)

【県内市町施策紹介ガイドブックの概要】

- ・名称；「いきいきしずおか交流・定住ガイドブック」
- ・作成部数； 800部
- ・内容； 各市町の基本情報（位置、人口、世帯数、平均気温） 交流・定住窓口、暮らし情報（住宅、医療、福祉、教育、交通）、PR・オススメ情報 等
- ・配付先； 交流・定住イベントでの配布、個別相談者、県内市町

3 平成21年度事業費等

21年度当初予算	事業費	人件費	合計
	2,700千円	2,200千円	4,900千円

4 事業の必要性

- ・少子高齢化による人口減少時代を迎え、地域の活力低下が懸念。
- ・地域活力の維持・向上を図るため、他地域から交流・移住者を獲得する必要がある。
- ・特に、過疎化・高齢化が進行し、集落機能の低下などの課題を抱える中山間地域にとって、交流・移住者を増大させ、地域の活性化を図ることは喫緊の課題。
- ・団塊世代や子育て世代を中心に地方へ移住したいという意識が高まる中、全国的にも交流・移住を促進する取組が本格化（地域間競争激化）。
- ・このため、本県においても、市町と協働して本事業によりポータルサイトを核とした情報発信を行うとともに、相談会等に参加し交流・定住人口の増大を図っている。

5 課題等

交流・移住者を増大させるためには、スムーズな受入れを実現するための市町の体制整備（役場ワンストップ窓口・地域受入協議会の設置、地域情報（住宅・就労等）の収集・整理など）が不可欠である。

このため、今後は、情報発信に加え、市町における受入体制整備への支援（受入体制整備マニュアルによるノウハウ提供等）が必要であると考えている。

6 比較参考

都道府県名	21年度予算	事業内容
北海道	8,201千円	首都圏等プロモーション、受入体制整備
和歌山県	12,863千円	情報発信（ホームページ、フェア出展等）、調査・研究

上記予算額には人件費を含まない。

事業名				決算	決算	21当初	所管	
総合文書管理システム 整備事業費		事業費		99,184	99,454	62,140	総務部	
		(うち 一般財源)		(99,184)	(99,454)	(62,140)	文書局 文書室	
施策 の 指標	成果目標	管理指標			長期目標	実績	実績	21 目標
		内部的業務			-	-	-	-
事業 説明	成果目標 寄与度	-	(説明)	内部管理業務				
	成果目標 を補完する 事業指標	事業指標			長期目標	実績	実績	21 目標
	県の役割	電子的に作成された文書が、回議、決裁、施行、保存等の文書のライフサイクルを通じて一貫して電子的に処理されるためのシステムを運用し、文書事務の効率化や文書管理の適正化の一層の推進を図る。						
	既存事業 との関連	従来の紙文書を基本とした文書管理システムと融合することによって、文書事務の効率化や文書管理の適正化の一層の推進を図る。						

1 事業の目的及び効果

(1) 目的

紙文書と電子文書を一元的に管理するシステム（総合文書管理システム）を開発し、運用することで、文書事務の効率化や文書管理の適正化の一層の推進を図る。

(2) 効果

ア 事務の効率化、迅速化

（ペーパーレス化の推進、事務執行のスピードアップ、文書事務量の削減）

イ 文書情報共有化の推進（ナレッジマネジメントの促進）

ウ 電子申請システムとの連携による県民サービスの向上

2 事業の概要

【全体計画】

（単位：千円）

項目							21	合計
システム開発	46,000	119,585						165,585
機器設置		34,000						34,000
機器賃借（ ）		50,399	67,199	67,199	67,199	67,199	16,800	335,995
機器再リース							13,696	13,696
運用保守		8,600	46,595	38,556	34,190	33,888	31,644	193,473
合計	46,000	212,584	113,794	105,755	101,389	101,087	62,140	742,749

機器賃借は、 は7～3月分の9か月分、²¹は4～6月分の3か月分

(1) 機器の賃借の概要

サーバー30台、ストレージ装置1セット、バックアップ装置3台ほかを賃借

ア 平成16年7月から21年6月まで（5年の保守付リース 債務負担）

イ 平成21年7月から22年3月まで（現機器の再リース）

(2) 運用保守の概要等

ア 概要

（ア）機器及びシステムの安定稼働・利用率向上を目的として、システムの運用保守業務を委託する。

- (イ) システムに関する職員からの各種問い合わせに対応するため、ヘルプデスクを設置する。
- (ウ) 職員研修の計画・実施、マニュアルの修正等を行う。

イ 研修内訳

平成 21 年度も引き続き、システムの整備、運用、保守及び職員研修等を行う。

- (ア) 基礎研修を、新規採用職員及び派遣戻り職員を対象に実施する。
- (イ) ある程度習熟した職員を対象に、中級者研修を実施する。
- (ウ) 総務関係職員を対象に、文書引継関係の研修を実施する。 (21 実績)

受講者数			計	回数	日数
新採、派遣戻り等	中級研修	引継研修			
157 人	135 人	174 人	466 人	21 回	14 日

3 平成 22 年度以降における事業の必要性

次の理由から、総合文書管理システムは必要である。

(1) 国等の電子化の趨勢

電子化の趨勢は継続しており、国の「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」においても、電子決裁の活用の促進が示されていること。

(2) 将来予想される動きへの対応

文書目録の公開、情報公開システムの導入等を想定すると、書誌情報を蓄積する機能を持つシステムが必要であること。

(3) 電子申請等の受け皿

県として電子申請等を積極的に推進しており、そのための受け皿が必要であること。

4 比較参考値

* 他県の状況

47 都道府県中 37 都道府県で運用中 (20 年度末現在)

5 コスト情報

本事業に係る人件費相当額は、次のとおり。

人工 2,444 時間 × 時間当たり人件費 3,800 円 = 9,287,200 円

事業名		分析	決算	決算	②当初	所管	
しずおかデジタル・オフィス運用研修事業費		事業費	6,437	5,887	4,997	総務部	
		(うち一般財源)	(6,437)	(5,887)	(4,997)	文書局 電子県庁室	
施策の指標	成果目標	管理指標		長期目標	実績	見込み	21目標
		県のホームページの年間アクセス数		6000万件以上	5053万件	5750万件	5900万件
事業説明	成果目標寄与度	-	(説明)	内部管理業務			
	成果目標を補完する事業指標	事業指標		長期目標	実績	見込み	21目標
		-		-	-	-	-
	県の役割	内部管理業務					
見直しの内容	研修実施内容・回数を見直した。						

事業内容(概要・経費内訳等)

(概要)

情報化の進展に伴い、県の行政の様々な分野で情報・通信機器及びその利用技術の活用が重要になっている。このため、一般の職員を対象に、情報活用技術の向上や情報化の意識啓発を目的とした研修を実施している。また、実際にシステムを運用する職員に対しては、要員養成の目的から専門的な知識や操作技術等の習得のための研修を行っている。

研修区分		研修コース等	H19	H20	H21
研修業務委託	(1) 大型汎用業務要員養成研修	・大型汎用機業務運用研修	19	7	2
	(2) SDO研修	・SDO 新規ユーザ研修	167	192	207
	(3) ウェブコンテンツ作成・管理研修 (HP 作成/操作研修)	・CMS 作成者研修	149	159	144
		・CMS 管理者研修	27	26	30
	(4) Word/Excel 研修	・Word 活用	68	56	-
		・Excel 基礎	51	45	44(予定)
		・Excel 活用	78	121	110(予定)
	(5) PowerPoint 研修	・Excel マクロ	-	-	44(予定)
・PowerPoint 基礎		188	216	166	
	・PowerPoint スキルアップ	164	162	130	
小計			911	984	877
(6) 外部研修 NEC・富士通等主催研修		・情報業務要員養成研修 システム開発 LAN/WAN 運用 ネットワーク管理 等	16	19	20
計			927	1,003	897

事業概要説明書（つづき）

（経費）

項目	H20	H21	増減	備考
研修業務委託	5,305	3,477	1,828	SDO 新規ユーザー、パワーポイント研修等
外部研修	1,600	1,520	80	スキルアップのための旅費及び負担金
計	6,905	4,997	1,908	

（全体計画）

「静岡県電子県庁推進指針」

平成 20 年 3 月に次の 4 項目を柱とする「静岡県電子県庁推進指針」を策定し、電子県庁の整備・実現を推進し、県民の利便性の向上と県民本位の生産性の高い行政運営を実現を図る。

電子申請や施設予約などの行政手続のオンライン利用、県ホームページによる行政情報の提供の促進
 IT（情報技術）を活用した行政事務の効率化と、情報システムの最適化による行政コストの削減
 ・職員の育成：ITを熟知した人材の育成

IT を利活用した地域の課題解決や、ブロードバンドサービス基盤の整備等による情報通信基盤の地域格差の解消

情報セキュリティ対策の強化

（事業の必要性）

- ・ 職員 1 人 1 台体制の全庁的なパソコンネットワークシステムが整備されているため、新規採用職員に対し取扱の留意事項の周知徹底及び操作が円滑にできるようにする必要がある。
- ・ 県ホームページの運用にあたり、ガイドラインを定めていることから、担当者への周知徹底及び操作方法の習得が必要である。
- ・ 1 人 1 台パソコンでは、事務処理ソフトの Excel や Word、PowerPoint を標準装備しているため、事務処理の効率化を図るためにも操作方法の習得が必要不可欠である。
- ・ システム開発・運用管理、ネットワークの整備・管理、大型コンピュータ運用管理について、適切な処理や委託業者との調整等を行うため、情報化担当職員の専門知識の習得が必要である。

（課題）

- ・ IT の分野は技術革新が著しく、常に新しい専門知識の習得が必要であるが、専門的な研修は研修費が高いため、予算の関係上受講できる人数が限られてしまう。

（コスト情報）

（予算額）4,997 千円 + （人件費相当額）2,690 千円 = 7,678 千円

（参考）

平成 20 年度 SDO アンケート調査結果 ・対象：SDO 端末使用者 ・回答数：4,157（回答率 56.7%）

結果 ソフト	操作				研修	
	得意である	普通	得意ではない	使用したことがない	受講済	受講希望
Word	2.9 %	76.9 %	18.4 %	1.8 %	23.6 %	19.9 %
Excel	3.3 %	72.3 %	23.2 %	1.2 %	23.6 %	25.6 %
PowerPoint	1.9 %	37.5 %	33.4 %	27.2 %	19.5 %	36.9 %

事業名		分析	決算	決算	21当初	所管
静岡悠久の森整備事業費		事業費	33,953	33,075	30,038	県民部
		(うち一般財源)	(10,967)	(8,229)	(9,847)	環境局 環境ふれあい室
施策の指標	成果目標	管理指標		長期目標	実績	実績
		森林の多面的機能の発揮のために適正に管理されている森林の面積		300,000 ha (H22)	278,592ha	274,323ha
事業説明	成果目標寄与度	内 悠久の森 1,800ha	(説明)	「森林の多面的機能発揮のため適正に管理されている森林面積」は、保安林などの公的な管理は増加したが、森林施業計画による経済的な管理部分が林業生産の環境悪化のため伸びが鈍化している。こうした中で、静岡悠久の森は、公的に適正に管理されている森林として寄与している。		
	成果目標を補完する事業指標	事業指標		長期目標	実績	実績
	森づくり活動者数			63,000人 (H22)	48,676人	55,274人
	21目標					60,000人
県の役割	森づくりへの県民理解と参加の促進					
見直しの内容	静岡悠久の森づくりプランに基づき、引き続き適正な管理と整備を図る。					

1 目的

「静岡悠久の森」は、豊かな自然環境財としての森林を、後世に継承していくため、「森林の公有林化及びその保全整備」と「県民の森づくりへの参加」を核とした、県民参加の森づくりの推進を目的とする。

2 事業概要

「静岡悠久の森構想」(H10.2)に基づき、豊かな自然環境財としての森林を後世に継承していくため、県営林の県有地部分を「静岡悠久の森」として位置づけ、これまでの木材生産を目的とする管理から環境財としての森林に導くための管理を行っている。また、地形や林相などが適当な森林の一部を森づくりボランティア活動の場として提供するほか、企業の森づくりサポートのフィールドとして提供し、県民が森づくりに参加できる環境を整備している。

豊かな自然環境財を目指した財産管理・森林整備・基盤整備の実施。

県民参加の森づくりの場としての提供

ア) 機能別タイプ

森林がもたらす恵みは様々であるが、悠久の森を3つのタイプに分け森林整備を行っていく。

タイプ	面積(ha)	箇所
県民参加の森づくり	747.37	田中山、口坂本、東光寺、秋葉山、引佐、都田、あまぎ
保健休養機能の維持増進	748.12	牛原山、千本、記念林、光明、細江、浜北、大草山、県民の森、天竜の森
水源涵養機能・自然環境保全機能の維持増進	304.63	コンヤ沢、阿多古、気多
計	1,800.12	

事業概要説明書（つづき）

イ) 整備の方向

巨樹の森	(ha) 1,033.14	手入れが良好な人工林を200年～300年の巨木の森に導く。林床には豊富な植生が育まれ、天然林と遜色のない生物の多様性に富んだ森林とする。
複層混交林	53.36	手入れが不十分な人工林では抜き切りを繰り返し、そのギャップに広葉樹等の植栽を行うことにより、針葉樹と広葉樹が混交した森林に誘導する。
自然植生林	333.23	天然林は自然の遷移にゆだね自然植生に誘導する。複層混交林の一部は抜き切りをさらに進めることにより、その地域固有の自然植生から構成される森林に誘導する。低地ではシイ・カシ等を主体とする常緑広葉樹林、山間地ではブナ・カエデ等を主体とする落葉広葉樹林に導く。
再生二次林	255.72	人が人為的に関わることで維持されてきた里山の二次林の再生を図る。
計	1,675.45	

岩石地等除地の一部を含まないため、悠久の森面積と一致しない。

3 事業内容及び事業費

「静岡悠久の森づくりプラン」を策定し、適切な管理に努めている。

() は一般財源、 単位：千円

項目	内容	H19(決算)	H20(決算)	H21(予算)
事業内容	管理事業(監視、境界管理、財産管理、保険等)	3,823	2,935	3,308
	森林整備事業(下刈・除間伐・枝打等)	27,403	24,390	23,539
	基盤整備事業(作業道開設補修)	2,727	5,750	3,191
小計		33,953 (10,967)	33,075 (8,229)	30,038 (9,847)
財源内訳	国庫補助金	0	0	0
	財産収入(土地貸付、林産物売払料等)	9,986	11,846	9,191
	公有林造林資金	13,000	13,000	11,000
	一般財源	10,967	8,229	9,847
歳出内訳	非常勤職員報酬(監視員)	1,252	1,253	1,253
	事務費(旅費、電気料、保険料等)	2,276	1,850	1,790
	委託料	30,425	29,972	26,995

4 事業の必要性

- ・ 「静岡県環境基本計画」に基づく自然共生型社会の継承や、「静岡県森林共生基本計画」に基づく森林を社会全体で支える県民意識の醸成を図るには、森林の公有林化により自然環境保全機能及び保健休養機能の高い森林を継続的に保全整備していく必要がある。
- ・ 県民参加の森づくりを推進していくためには、県民に広く開かれた場所として「悠久の森」を活用し森づくりへの理解と参加機会の拡大を図る必要である。

事業概要説明書（つづき）

5 事業の効果

自然共生型の社会を推進できる。

県民に森づくりを体験できる場を提供し、豊かな余暇をおくるための場を拡大できる。

県民参加の森づくりの推進を通じて、山村や森林への理解を深めることができる。

6 コスト

平成 21 年度		人件費	
事業費	30,038 千円	職員構成	概算人件費 (時間×平均給与)
人件費	9,097 千円	担当正職員	283 時間×3,800 円(本庁) 104 時間×19 箇所×3,800 円(事務所)
総計	39,135 千円	臨時職員他	513 千円(当初)

7 事業実績

	項目	単位	H19 年度 (実績)	H20 年度 (実績)	H21 年度 (予定)
事業実績	悠久の森の管理(監視等財産管理)	箇所	19	19	19
	森林整備(下刈、除伐、間伐、枝打)	ha	57	71	89
	基盤整備(作業道開設・補修)	m	7,006	8,126	5,076
単位当たりコスト (各事業内容の事業費/事業実績)	1 箇所当たりコスト	千円	201	172	174
	1 ha 当たりコスト	千円	481	382	264
	1 m 当たりコスト	千円	0.4	0.4	0.6

8 成果実績(上段: 全県 下段: 悠久の森内数)

関連指標	単位	目標(H22)	18 年度	19 年度	20 年度
森づくり活動者数	人/年	63,000	43,236 (4,218)	48,676 (9,235)	55,274 (6,394)
森づくり行事開催回数	回/年	1,220	1,895 (24)	1,613 (110)	1,745 (110)
森づくり団体数	数	240	162 (9)	180 (8)	226 (20)
森づくりを実施する企業数	社	20	12	30 (1)	39 (2)

9 他県の状況

各県において、県有林のフィールドを活用し、県民参加の森づくりや企業の森づくりを推進している。

事業概要説明書（つづき）

参考 静岡悠久の森一覧表

事務所	林地名	面積(ha)	タイプ
賀茂	牛原山（松崎町）	6.08	保健休養機能の維持増進を主に進める森
東部	田中山（伊豆の国市）	109.34	県民参加の森づくりを主に進める森
	記念林（函南町）	2.22	保健休養機能の維持増進を主に進める森
	あまぎの森（伊豆市）	4.04	県民参加の森づくりを主に進める森
	千本（沼津市）	55.72	保健休養機能の維持増進を主に進める森
中部	口坂本（静岡市）	126.95	県民参加の森づくりを主に進める森
	コンヤ沢（静岡市）	169.02	水源かん養機能・自然環境保全機能の維持増進を主に進める森
	県民の森（静岡市）	284.30	保健休養機能の維持増進を主に進める森
志太	東光寺（島田市）	98.39	県民参加の森づくりを主に進める森
西部 天竜	気多（浜松市）	40.58	水源かん養機能・自然環境保全機能の維持増進を主に進める森
	秋葉山（浜松市）	185.14	県民参加の森づくりを主に進める森
	天竜の森（浜松市）	94.83	保健休養機能の維持増進を主に進める森
	光明（浜松市）	86.80	保健休養機能の維持増進を主に進める森
	阿多古（浜松市）	95.03	水源かん養機能・自然環境保全機能の維持増進を主に進める森
西部	引佐（浜松市）	110.00	県民参加の森づくりを主に進める森
	都田（浜松市）	113.51	県民参加の森づくりを主に進める森
	細江（浜松市）	7.29	保健休養機能の維持増進を主に進める森
	浜北（浜松市） 森林公園	180.40	保健休養機能の維持増進を主に進める森
	大草山（浜松市） 森林公園	30.48	保健休養機能の維持増進を主に進める森
計	（19林地）	1,800.12	

平成 21 年度森林・林業施策方針



木材を生み出す
資源循環の森林



人にも環境にも生きる
複層の森林



はらかな自然、
亜高山帯の天然林



豊かな自然、豊かな
生産力が生きる森林



豊かな自然、
山地帯の天然林



自然の樹木を育て、
活かす森林

めざす森林 10の姿 (静岡県森林・林業基本方針から)



温暖なしずおかを代表する
常緑広葉樹林



身近な自然が生きる
里山林



誰もが親しむ森林公園、
生活環境保全林



住民が守り育て、
地域の誇りとする海岸林

静岡県



森林・林業施策の位置付け

静岡県森林と県民の共生に関する条例

静岡県もりづくり県民税条例

静岡県森林共生基本計画

森に親しみ、協働で進める「森林との共生」

県民の理解と参加による森林づくり

森林の適正な整備・保全による「森林との共生」

経済・社会・環境のバランスがとれた多彩な森林づくり

森林資源の循環利用による「森林との共生」

森林資源を活かす

しずおか木材流通マスタープラン

「森林との共生」による
持続可能な社会の実現

平成21年度森林・林業施策の重点化項目

ゴシック体は新たな取組等で裏面参照

1 資源を活かした森林整備の促進と全国への発信 ～しずおか型林業の再生～

☀️ **全国育樹祭の招致と開催準備** 開催申請、会場決定、開催準備協議会設置

2 社会全体が支える森林管理の仕組みづくり ～県民の、県民による、県民のための森林づくりへ～

- ☀️ **双方向で視覚的な森林情報の共有** 森林情報共有システムによる情報の発信と質の向上
- ☀️ **県民による森林の魅力発見・合意形成と連携した取組の促進** 森林鑑定団、森林県民円卓会議
- ☀️ **県民や企業による森づくりの促進** 森づくり県民大作戦、しずおか未来の森サポーター制度等
- ☀️ **地域住民による森林管理手法の普及** モデル地域事例発表、森の力再生事業施行地への普及
- ☀️ **森林環境教育の推進と県民参加の促進** 遊木の森、榛原ふるさとの森での森林環境教育等
- ☀️ **県立森林公園等での自然とのふれあい促進** 県有施設を活用した自然とのふれあいの推進

3 安心・安全な県土の保全 ～森林の公益的機能の持続的発揮と災害の防止～

- ☀️ **森林づくり県民税による荒廃森林の整備** 森の力再生事業費
- ☀️ **保安林機能の持続的発揮** 森林所有者等による保安林整備の促進、協働管理手法の展開
- ☀️ **優先度を明確にした治山事業の推進** 緊急豪雨対策、住民参画による減災対策、既存施設補強等コスト縮減
- ☀️ **松くい虫被害の徹底的・効果的な防除** 海岸防災林等の重要な松林の徹底防除と管理道の整備
- ☀️ **シカ等の野生鳥獣被害対策** 特定鳥獣保護管理計画に基づく保護管理
- ☀️ **県営林管理基本計画の推進** 管理運営規模の段階的縮小、返還後の支援、特別会計廃止

4

県民の様々な期待に応える多彩な森林づくり ~ 環境・景観に配慮した森林造成と自然環境の保全 ~

- ☀️ **地球温暖化対策としての緊急的な森林整備** 森林吸収源対策緊急整備事業費助成
- ☀️ **スギの少花粉品種への転換・地域に適した広葉樹の選定** 花粉対策苗への全量切替に向けた採種園整備
- ☀️ **彩り豊かな森林景観づくり、竹林・里山の整備** 県営林内での彩り豊かな森林景観モデル整備
- ☀️ **自然環境財としての森林づくり** 静岡悠久の森整備事業費

5

森林・林業を支える人づくり・地域づくり ~ 森林・林業の担い手確保と技術・技能の向上 ~

- ☀️ **林業経営体・林業事業体の経営支援** 林研グループの活動支援、林業事業体認定制度の促進等
- ☀️ **林業技術者の就労支援** 新規就労促進、技術技能の習得支援、専門技術者認定制度等
- ☀️ **就業機会の創出と優れた人材の確保** 森林管理の企画力のある人材と現場作業を担う人材の育成
- ☀️ **山村地域の道路網や生活環境基盤の整備推進** 中山間地域林業整備事業費

6

広域的・恒常的な森林整備と資源利用の促進 ~ 「育てる整備」から「利用する整備」へ ~

- ☀️ **流域森林管理システムの構築** 森林組合などの林業事業体の連携促進
- ☀️ **利用間伐に力点を置いた森林整備の促進** 造林事業費
- ☀️ **恒常的な素材供給の促進** 間伐材搬出奨励事業費助成
- ☀️ **低コスト林業の促進** 施業集約化による効率的な原木供給体制の整備
 - **林道・作業道の整備推進** 高性能林業機械等の稼動に配慮し災害にも強い路網の整備
 - **機械化等の促進** しずおか林業再生プロジェクト推進事業費
 - **施業集約化の促進** 森林所有者との合意形成による生産ロットの拡大、施業の実施に不可欠な地域活動の促進

7

森林資源を活かす体制づくり ~ 県産材の効率的な生産・流通・加工と利用促進 ~

- ☀️ **新たな加工・流通システムの構築** 大規模木材加工・流通拠点整備に向けた計画策定支援
- ☀️ **品質の確かな県産材の家づくりの促進** しずおか優良木材の家総合支援事業費助成（年間250棟）
- ☀️ **しずおか木使いの推進** 公共部門での県産材の利用推進、しずおか木使い県民運動
- ☀️ **木材加工施設の整備** 木質バイオマス活用施設等の整備支援
- ☀️ **特用林産物の生産振興** 生椎茸の生産施設整備への支援・品質管理の取組促進

(抜粋)

静岡悠久の森づくりプラン

計画期間

自 平成20年4月 1日

至 平成30年3月31日

平成 20 年 3 月

静岡県県民部環境局自然ふれあい室

目 次

1	静岡悠久の森基本方針	1
2	森づくりプラン編成方針	1
3	静岡悠久の森の沿革	1
4	静岡悠久の森の現況		
	資源構成	1
5	森づくりプランの基本方針		
	(1) 基本方針	2
	(2) 悠久の森タイプ	2
	(3) 整備方向	2
	巨樹の森		
	複層混交林		
	自然植生林		
	再生二次林		
	(4) 整備の手法	3
	(5) 県民参加の森づくり	4
6	静岡悠久の森別プラン		
	(1) 牛原山	5
	(2) 田中山	7
	(3) 記念林	8
	(4) 千本	9
	(5) あまぎの森	10
	(6) 口坂本	11
	(7) コンヤ沢	13
	(8) 県民の森	14
	(9) 東光寺	15
	(10) 気多	17
	(11) 秋葉山	18
	(12) 光明	19
	(13) 阿多古	20
	(14) 天竜の森	21
	(15) 浜北(森林公園)	23
	(16) 引佐	24
	(17) 都田	25
	(18) 大草山(森林公園)	27
	(19) 細江	28
7	森づくりプラン実施計画		
	(1) 全体計画	29
	(2) 新植計画	29
	(3) 下刈計画	30
	(4) 除伐計画	31
	(5) 間伐計画	32
	(6) 枝打計画	33
	(7) 作業道	34

静岡悠久の森づくりプランの方針

1 静岡悠久の森の管理

豊かな自然環境財としての森林を後世に継承していくため、静岡県森林と県民の共生に関する条例第20条に基づき、静岡悠久の森を計画的かつ適切に管理する。

2 森づくりプラン編成の方針

- (1) 静岡悠久の森構想に基づいた森林の適正な管理により、豊かな自然環境財としての森林を後世に継承する。
- (2) 県民が豊かな森林とふれあえる場を提供することで、森林と県民の共生を推進する。

3 静岡悠久の森の沿革

県営林は明治38年の創設以来、「県有財産の育成」と「県民福祉の増進」を目的に管理運営を行うとともに昭和36年には静岡県営林事業特別会計を設置し、9,222haの面積を有してきた。

昭和42年度には、森林の維持・保全を目的として林業経営的な施業を行わない林地で、特に公益性の高い森林を「特別保護林地」(11箇所、417ha)に、林業経営を目的とした林地を「経済林地」(46箇所、8,805ha)に区分した。

平成9年度には、森林の持つ公益的機能に対する県民のニーズが高まる中、新たな県営林事業経営改善計画により県営林の目的を木材生産中心から環境財としての管理を中心とした林地区分へ変更した。「特別保護林地」と「経済林地」の中の県有林を「環境保護林地」(16箇所、1,418ha)に、「経済林地」の中の県行造林地を「資源循環林地」(41箇所、7,746ha)に区分した。

平成10年度からは「環境保護林地」は環境部(当時)に所属替えられ「静岡悠久の森」として管理することになった。平成11年度には更に「県民の森」「天竜の森」を静岡悠久の森に位置付けた。(計18箇所、1,796ha)

平成12年度には更に「あまぎの森」を繰り入れた。(計19箇所、1800.1ha)

4 静岡悠久の森の現況

資源構成

林地別面積

NO.	林地名	面積(ha)	NO.	林地名	面積(ha)
1	牛原山(松崎町)	6.08	11	秋葉山(浜松市)	185.14
2	田中山(伊豆の国市)	109.34	12	光明(浜松市)	86.80
3	記念林(函南町)	2.22	13	阿多古(浜松市)	95.03
4	千本(沼津市)	55.72	14	天竜の森(浜松市)	94.83
5	あまぎの森(伊豆の国市)	4.04	15	浜北(浜松市)	180.40
6	口坂本(静岡市)	126.95	16	引佐(浜松市)	110.00
7	コンヤ沢(静岡市)	169.02	17	都田(浜松市)	113.51
8	県民の森(静岡市)	284.30	18	大草山(浜松市)	30.48
9	東光寺(島田市)	98.39	19	細江(浜松市)	7.29
10	気多(浜松市)	40.58	計		1800.12

齡級別面積 (H19現在)

(単位: ha)

樹種	面積計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	194.63		0.95	3.53	2.07	5.05	4.87	9.56	13.11	17.50	32.62	12.24	38.64	36.81	1.96	15.72
ヒノキ	715.37		1.76	48.59	51.80	39.20	69.33	46.01	64.67	27.02	34.42	20.57	34.18	72.25	43.43	162.98
マツ	256.51			0.12		0.11	1.14	2.90	0.99	7.70	10.43	11.78	16.44	33.33	2.01	169.56
その他針葉樹	100.08								18.95	9.14	2.09	8.01	16.76	7.18		38.37
広葉樹	302.95	0.88	9.74	1.60	1.23	0.31	4.46	1.74	17.49	61.36	29.26	30.04	23.25	15.09	8.03	132.19
小計	1571.12	0.88	12.45	53.84	55.10	44.67	79.80	60.21	115.21	89.32	108.82	82.64	129.27	164.66	55.43	518.82
伐採跡地	0.29															
除地	228.71															
合計	1800.12															

5 森づくりプランの基本方針

(1) 基本方針

現在ある森林を「自然環境材としてふさわしい森林」に誘導する。
 地域ごとの特色ある景観を有している森林に誘導する。

(2) 悠久の森タイプ..機能別タイプ(2種類)

悠久の森に期待される機能を以下の2つに大別し、その機能の向上に即した整備を推進する。

タイプ名称	目的	林地名	面積 (ha)	割合
自然ふれあいの森	県民と森林のふれあいの促進を主目的とした森林	牛原山、記念林、県民の森、浜北、細江、大草山、天竜の森、あまぎの森	609.64ha	34%
多面的機能向上の森	水源涵養、森林資源の維持・増進、土砂流出防止・防潮等災害の防止など、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮を主目的とした森林	千本、田中山、コンヤ沢、口坂本、東光寺、阿多古、気多、光明、秋葉山、都田、引佐	1190.48ha	66%

(3) 整備方向

気候・地形・潜在自然植生等の自然条件、対象森林と人との関わり方等を総合し、次の4つの手法を組み合わせ、その地域で最も適する森林に誘導する。必要に応じて、草原、溪畔林、ビオトープ等を組み合わせる。これらの誘導は、対象森林を起因とする災害の未然防止を念頭において進めることとする。

巨樹の森

現在、植生の6割はスギ、ヒノキの人工林であり、このうち適正に管理されている森林を巨樹の森に誘導する。桐山学術参考林や秋葉山に見られるとおり下層に豊富な植生が育まれ、天然林と遜色の無い森林となる。

複層混交林

人工林のうち管理が充分に行われていないスギ・ヒノキなどの人工林の抜き切りを繰り返し、そのギャッ

ブに広葉樹の導入を促すことにより、針葉樹、広葉樹が混交した森林に誘導する。野鳥や獣の好む広葉樹の食餌木を植えることにより、動植物の生態系は豊かさを増すことができる。

自然植生林

複層混交林の抜き切りをさらに進めることにより、その地域固有の自然植生により構成された森林に誘導する。また、天然林は自然の遷移により自然植生に誘導する。ブナクラス域では大型ほ乳類が生息可能なブナ林を代表とする夏緑広葉樹林とし、ヤブツバキクラス域ではシイ、カシ等により構成される常緑広葉樹を主体とした森林とする。

再生二次林

人が人為的に関わることで維持されてきた二次的自然は、カブトムシ、カタクリ等の動植物の生息環境でもあり、ヤブツバキクラス域の一部は落葉広葉樹の森林に誘導する。

整備方向別面積

(単位：ha)

林地名	巨樹の森	複層混交林	自然植生林	再生二次林
牛原山	3.10			
田中山	78.56	-	16.11	-
記念林	1.26	-	0.32	-
千本	53.43	-	-	-
あまぎの森	-	-	2.08	-
口坂本	85.96	10.84	24.52	0.48
コンヤ沢	87.76		81.26	
県民の森	98.09		132.46	
東光寺	89.38		5.29	
気多	31.84		8.74	
秋葉山	136.68	28.61	5.27	2.49
光明	67.28	5.54	12.19	
阿多古	89.88	2.41	0.75	
天竜の森	44.63	5.96	44.24	
浜北	7.76			160.75
引佐	73.65			29.26
都田	83.88			25.78
大草山				30.48
細江				6.48
面積	1,033.14	53.36	333.23	255.72

注：岩石地等除地の一部を含まないため、悠久の森県計面積と一致しない。

(4) 整備の手法

林地ごとの整備方向を明確にし、資源内容、基盤整備状況等に応じて管理の模範となるような適正な施業を実施する。

長期間の管理に不可欠なインフラとして、簡易で耐久性のある作業道・作業路網を計画的に配置する。

整備の過程にあっては、悠久の森のタイプに関わらず資源の循環利用に配慮した生産性の高い施業を心がける。

巨樹の森施業基準例

林齢	2~7	10	15	25	35	45	55	75	100	125	150	175
作業種	下刈	除伐 枝打	除伐 枝打	間伐 25% 枝打	間伐 25%	間伐 25%	間伐 25%	間伐 ｽｷﾞ 15% ヒノキ 10%	間伐 ｽｷﾞ 15% ヒノキ 10%	間伐 ｽｷﾞ 15% ヒノキ 10%	間伐 ｽｷﾞ 15% ヒノキ 10%	間伐 ｽｷﾞ 15% ヒノキ 10%
立木 本数	3,000	3,000	2,700	2,025	1,520	1,140	850	ｽｷﾞ 640 ヒノキ 770	ｽｷﾞ 540 ヒノキ 690	ｽｷﾞ 460 ヒノキ 620	ｽｷﾞ 390 ヒノキ 560	ｽｷﾞ 350 ヒノキ 500
枝打高	0	1.5	2.5	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0

注：静岡県営林経営計画に定める大径木育成目標林地（第3種施業）の基準と、「静岡県スギ及びヒノキ人工林システム収獲表の作成」（静岡県林業技術センター研究報告第26号鈴木善郎、野上啓一郎）を参考に作成した施業の目安である。実施に当たっては現地を十分調査した上で設計すること。

複層混交林の施業の考え方

列状間伐、列状間伐と定性間伐、間伐率の見直しなどを組み合わせて、箇所ごとに林況等に応じた施業を行っていく。

(5) 県民参加の森づくり

森林と県民の共生を進めていくうえでは、県民に森林に対する理解の促進を図る必要がある。

森林に対する理解促進のためには、自然観察会や子供たちを対象とした森林環境教育のフィールドとして提供していくほか、「自ら汗を流して森林整備に参加する」ことが理解を深めるために有効な手段であることから、ボランティアグループ、森林支援隊、企業の森づくり活動等のフィールドとして悠久の森を積極的に活用していく。

事業名		分析	決算	決算	② 当初	所管	
産業廃棄物適正処理・不法投棄対策事業費 (不法投棄監視パトロール委託)		事業費	10,877	11,179	12,565	県民部	
		(うち一般財源)	(10,877)	(11,179)	(12,565)	環境局 廃棄物リサイクル室	
施策の指標	成果目標	管理指標		長期目標	実績	見込み	21 目標
		産業廃棄物の総排出量		11,624 千トン	11,624 千トン		
		産業廃棄物の再生利用率 (再生利用量)		43% (5,000 千トン)	37.8% (4,389 千トン)		
		産業廃棄物の最終処分量(最終処分率)		700 千トン(6%)	998 千トン(8.6%)		
事業説明	成果目標寄与度	(説明)	産業廃棄物の適正処理や排出抑制を中心とした3Rの推進及び不法投棄撲滅対策により、産業廃棄物の再生利用率向上に寄与する。				
	成果目標を補完する事業指標	事業指標		長期目標	実績	実績	21 目標
		不法投棄件数		16件 (H22年度)	55件	36件	
	県の役割	静岡県循環型社会形成計画に基づき、3Rの推進、産業廃棄物適正処理推進及び不法投棄撲滅を図り、産業廃棄物排出抑制、廃棄物の安心・安全の確保を通して、循環型社会の形成を目指す。					
見直しの内容	産業廃棄物適正処理推進について、産業廃棄物処理状況の公開等により適正処理を推進する。不法投棄撲滅対策について、監視態勢を強化し、不法投棄の未然防止を図る。						

事業内容

1 概要

不法投棄撲滅対策事業は、県民の生活環境に悪い影響を及ぼすおそれのある産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理の発生を防ぎ、これを早期に発見するため、県職員が監視活動を行うほか、民間監視員の委嘱、関係機関や県民と連携したパトロール、不法投棄情報の収集等きめ細かな監視活動を行うものである。

これら事業のうち「不法投棄監視パトロール委託」は、県職員の監視活動を補完し、不法投棄の未然防止及び悪質な行為の抑止を図るため、県の監視業務の一部を民間警備会社へ委託し、パトロールを実施するものである。

2 パトロール委託事業の内訳

(単位;千円)

内 容	H19 決算額	H20 決算額	H21 予算額	備 考 (H21 予算の内容)
富士山麓不法投棄防止パトロール (H15 年度開始)	4,410	4,410	4,907	平日・休日の昼間、富士山麓を中心に150回監視
休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール (H11 年度開始。17 年度拡充)	6,195	6,615	7,563	休日・夜間・早朝、不適正処理現場等を250回監視
事務費	272	154	95	電話代、旅費等
合 計	10,877	11,179	12,565	

3 コスト

平成21年度		人件費	
事業費	12,565 千円	職員構成	概算人件費 (時間×平均給与)
人件費	1,634 千円		担当正職員
総 計	14,199 千円		210 時間×3,800 円(本庁) 220 時間×3,800 円(出先)

事業概要説明書（つづき）

4 不法投棄の現状

(1) 不法投棄の事例

【土砂採取を装った埋立て】



山林内の土砂採取現場において、大きく掘られた穴に中間処理された建設系廃棄物が不法投棄された。夜間パトロール中の県職員が現地で不審車両を発見し、これを端緒に調査を開始した。後に実行者及び排出事業者らが不法投棄容疑で検挙され、関係者7名の有罪が確定した。

* 写真の色の薄い部分が廃棄物

【自社処理と偽った放置・埋立て】



建設系廃棄物の収集運搬を受託した許可業者が、処分場まで運ばず河川脇の原野に運び入れた。廃棄物はそのまま現地に放置され、一部は埋められた。県職員の発見を機に、県職員や委託パトロールで監視を継続するとともに排出事業者の調査等を行った。同社の実質的経営者らが無許可営業及び不法投棄容疑で検挙され、4名の有罪が確定した。

(2) 不法投棄など不適正処理の態様

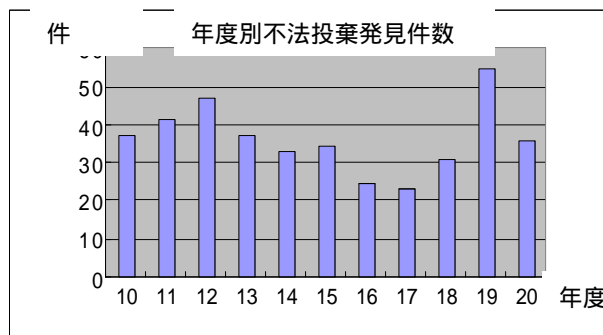
単純な捨て逃げ..... ダンプで運び込み、道路わきや山林などに捨て、そのまま逃走
穴に埋め、覆土..... 掘った穴に人目を避けて投棄後、すぐ土をかけ隠す
造成工事に見せかけ埋立..... 土地造成や土砂採取に見せかけて、廃棄物を埋め込む
自社処理に見せかけ放置..... 自社の廃棄物を後に処理するまでの仮置きだと言い、放置
許可施設への過剰搬入..... 許可のある中間処理施設や最終処分場に過剰に搬入

不法投棄は、夜間、早朝や休日など行政機関等の監視をかいくぐって行われることが多い。
不適正処理は、行政機関のたび重なる指導を聞かないなど悪質な事例がある。

【参考】不法投棄の端的な例は、廃棄物を捨て覆土するものや他人の土地に捨てるもの。不適正処理の例は、中間処理施設に処理能力以上の廃棄物を溜め込むものや最終処分場に許可容量を超えて搬入するもの

(3) 不法投棄の発見件数

- 本県における不法投棄の発見件数は、平成12年度の47件をピークにその後20~30件台で推移。
- 平成19年度に55件の最高を記録。
- 平成20年度は36件に減少。



事業概要説明書（つづき）

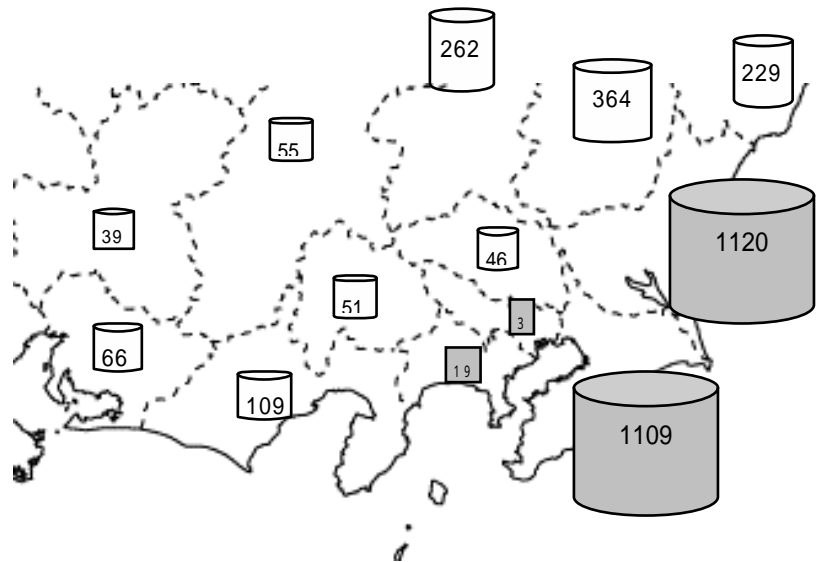
(4) 関東近県の不法投棄の発見件数

平成 10～19 年における 100 m³以上の不法投棄の都県別件数は、右図のとおり。

首都圏近県で不法投棄が多く発生している。

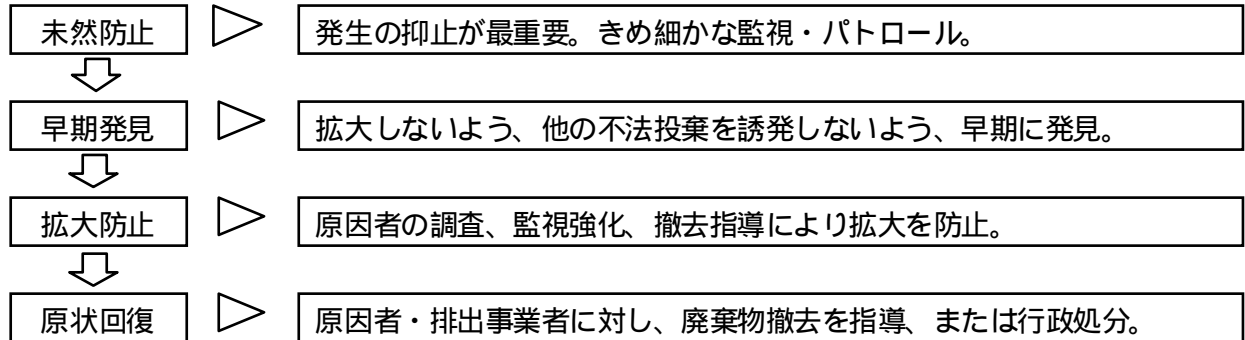
- 1位 茨城県 1,120 件
- 2位 千葉県 1,109 件
- 5位 栃木県 364 件
- ...
- 22位 静岡県 109 件

(資料；環境省)

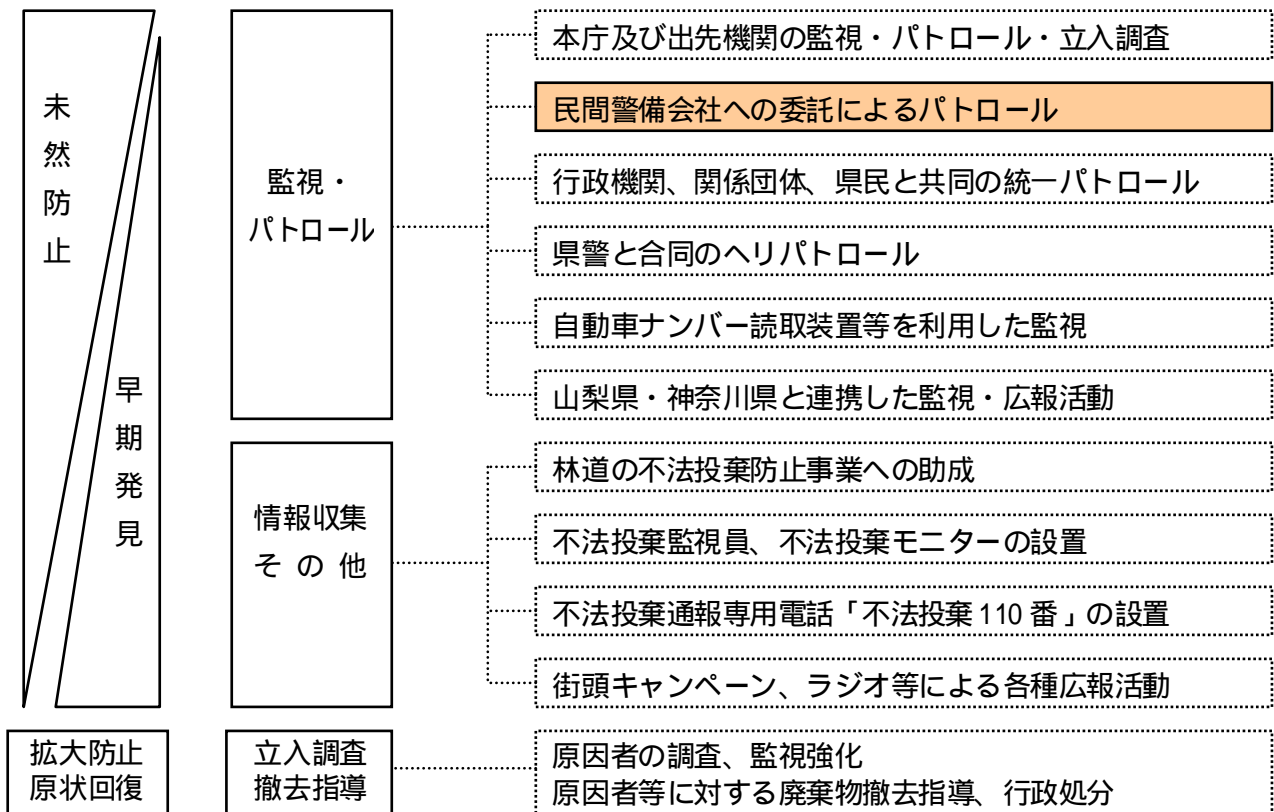


5 県の不法投棄対策

(1) 不法投棄のステージ別対応



(2) 県の主な不法投棄対策事業



事業概要説明書（つづき）

（3）廃棄物処理法上の各主体の役割

区 分	主 体	法に定める主な役割	不法投棄への対応
産業廃棄物	事業者	・自ら処理する義務	・適切な措置
	県	・状況把握 ・産業廃棄物処理業、処理施設の許可	・事業者等への措置命令 ・行政代執行
	国	・情報収集、技術開発 ・技術援助、財政援助	・行政代執行への助成
一般廃棄物	市町村	・自ら収集、処分（処理施設設置） ・一般廃棄物処理業、処理施設の許可	・自らの事務として処理

6 パトロール委託

（1）委託事業の内容

内 容	富士山麓不法投棄防止パトロール	休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール
目 的	不法投棄が多発する富士山麓を重点的に監視し、不法投棄の防止を図る。	不適正処理がされた現場を継続的に監視し、不適正処理の状況把握と拡大防止を図る
実施地域	富士山麓を中心とした地域	全県（静岡市、浜松市管轄は除く。）
実施時間	平日・休日の昼間	夜間、早朝及び休日
実施回数	150回（8H/回）	250回（8H/回）（東部150回、中西部100回）
実施方法	主に車両により2人一組で指定ルートを巡回し、監視	不適正処理現場など監視を要する施設や場所を2人一組で定点監視
調査事項	不法投棄・野焼き、処理施設での保管状況、運搬車両と経路	不法投棄・野焼き、不法投棄行為者、処理施設での不適正処理状況、運搬車両と経路
金 額	予算額 4,907千円（契約額 4,410千円）	予算額 7,563千円（契約額 6,464千円）

（2）報告と対応

受託者は、業務日報及び月報を作成し、翌月、県へ報告。なお、急を要する事案があった場合は、翌日に県に概要を報告。

県は、確認を要する事案が報告された場合は、現地へ立入調査など必要な対応をする。

調査の結果、産業廃棄物の場合は原因者究明及び撤去指導をし、一般廃棄物の場合は市町へ連絡。

（3）監視活動の業務分担

監視・パトロールは、本来、法令により権限を与えられた県職員が行うことが妥当。

しかし、県職員は人員が限られ、監視・パトロールの回数の確保が困難。夜間や休日の監視活動及び監視区域の広さが制限される。

県職員は、不適正処理をする事業者や発見された不法投棄について、法令付与権限をもって調査及び立入検査、指導、行政処分を行う。

委託パトロールは、県職員の監視及び情報収集を補完して、未知の不法投棄の探索や休日・夜間の施設稼働状況確認などの調査を行う。

	県職員	委託パトロール
権 限	・法に基づく立入権限あり ・指導権限あり	・立入権限なし ・指導権限なし
知 識	・法令知識あり	・相当程度の法令知識は求めている
人 員	・人員が限られ、監視回数の確保困難	・監視計画に基づき、人員を措置
人件費	・比較的、高い	・比較的、安い

事業概要説明書（つづき）

(4) 委託パトロールの実績（平成 20 年度）

ア 富士山麓不法投棄防止パトロール

項目	監視回数	不適正処理発見件数	その他の効果
実績	150 回	15 ケ所	不法投棄の抑止（未然防止）

イ 休日等産業廃棄物不適正処理防止パトロール

項目	監視回数	監視箇所数	不適正処理等発見件数	左のうち不法投棄件数
東 部	150 回	延 513 ケ所	延 17 ケ所	5 ケ所
中 西 部	100 回	延 282 ケ所	延 59 ケ所	1 ケ所
実績 計	250 回	延 795 ケ所	延 76 ケ所	6 ケ所

(5) 県の監視・パトロールの実績

（単位；回）

実施項目	20 年度実績	実施状況
パトロール	78	不法投棄の警戒や産廃車両の運行状況を調査
夜間監視	36	夜間に富士山麓や幹線道路での産廃車両を監視
空からのパトロール	3	ヘリコプターによる空からの不法投棄探索
その他合同パトロール	12	統一パトロールなど関係機関と合同でパトロール
一斉路上調査	2	県警と連携し、幹線道路で産廃車両を停止させ調査
不適正処理現地立入	170	不適正処理現場の監視、立入調査、事業者への指導

* 本庁に置く「不法投棄撲滅対策本部」が実施した監視・パトロールで延回数。

(6) 委託パトロール関連の最近の改善点

項目	内 容
県職員の深夜監視の振替	県職員が行う深夜監視を委託パトロールへと振替えた。これにより、職員の時間外勤務 810 時間を削減した。
委託事務の移管	富士山麓不法投棄防止パトロールの委託事務を出先機関に移管した。これにより、約 40 時間の事務時間を削減した。
監視活動の広報の強化	パトロール等による不法投棄抑止効果の向上を図るため、広報を強化した。首都圏向けには県ラジオ番組、月刊誌や業界紙への寄稿により、県内向けには道路標示板やラジオ、業界紙等により実施。

参考

(1) 不法投棄の撤去指導の困難性

- 一旦、不法投棄が発生するとこれを撤去させるなどの原状回復は非常に困難である。その理由として、
 - 不法投棄された廃棄物から原因者の割出しが困難
 - 撤去に要する費用は、正規処理の費用に比べ高額
 - 原因者が判明した場合、原因者に財力がない場合が多い
 - 原因者はもともと撤去指導に従うつもりがない

(2) 不法投棄撤去費用の例

廃棄物の処分には相当額の費用が掛かるが、不法投棄の場合には土と混じったり廃棄物が分別されていないため、処理費用がより高額となる。

例；建設系廃棄物の撤去試算

廃棄物量	撤去費用	備 考
10 m ³	20 万円	2 万円 / m ³ として
100 m ³	200 万円	
1,000 m ³	2,000 万円	
10,000 m ³	20,000 万円	

県の代執行事例(硫酸ピッチ入りドラム缶)

事 例	撤去量	撤去費用
不法投棄	1,500 本	4,422 万円
不適正保管	576 本	4,565 万円

事業概要説明書（つづき）

(3) 不法投棄の撤去状況

発見された不法投棄の撤去は進められているが、原因者が不明な場合もあり、市町や(財)静岡県産業廃棄物協会などが撤去を行う例も多い。

発見年度	発見件数	撤去済み件数	左 の 内 訳（撤去した者別）				
			原因者等	市 町	産廃協会	地主等	その他
19 年度	55	54	14	29	5	3	3
20 年度	36	22	3	9	2	5	3
21 年度	15	7	5	1	-	1	-

注)平成 21 年 7 月末日現在

(4) 他県の委託パトロール実施状況

区 分	都県数	都 県 名
実施している	9	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、岐阜、愛知
実施していない	3	東京、長野、三重
計	11	

注；関東及び中部地区の都県（北陸を除く）。

事業名				決算	決算	②1当初	所管	
福祉ロボット普及啓発事業費		事業費		2,172	2,737	5,000	厚生部	
		(うち一般財源)		(2,172)	(2,737)	(0)	管理局 政策監	
施策の指標	成果目標	管理指標			長期目標	実績	見込み	21目標
		福祉ロボットの導入件数			10件 (H24)	-	-	-
事業説明	成果目標 寄与度	0件	(説明)	介護現場において、今後必要性が高まると予測される福祉ロボットの導入に向け、その第一段階として施設関係者の理解促進を進めている。				
	成果目標 を補完する 事業指標	事業指標			長期目標	実績	実績	21目標
		福祉ロボット体験者・見学者数(県実施分)			2,000人 (H24)	350人	779人	1,000人
	福祉ロボット貸出施設数			累計100施設 (H24)	-	-	20施設	
	県の役割	慢性的な人手不足が課題となっている介護現場において介護・福祉サービス利用者の生活の質(QOL)の向上を実現に向け、その手段として期待の大きい福祉ロボットの活用を進めるため、その第一段階として施設関係者の理解を促進するための取組を実施。						
見直しの 内 容	「聴く」「見る」ことにより、まず知ってもらうことを中心に進めてきた段階から、より導入に直結するよう、「聴く」ことに替えて、新たに「試す」ための取組を追加 (完了：講演会(聴く)、 ²¹ 新規：ロボットの貸出(試す))							

1 現状と課題

介護業務は他の業務と比べ肉体的負担が大きく、処遇面でも見劣りする等の理由により、慢性的な人手不足が課題となっている。また、長期的に見ても、少子高齢化が進行する中、介護を必要とする方が増加する一方で、介護現場で働く人材不足が懸念されている。

このような状況の中、限られた介護人材で、より良質な福祉・介護サービスを提供し、利用者の生活の質(QOL)の向上を進めていくことが課題となっている。

2 事業の趣旨・目的

限られた介護人材で、より良質な福祉・介護サービスを提供していくためには、福祉・介護現場へのロボット技術・自動化技術の導入が有効であるとの認識に立ち、福祉施設等への導入を促進する。

3 事業内容

項目	事業内容	21当初予算額
見学会、 意見交換会 等	福祉ロボット見学会(年3回) 福祉施設等において、実用段階にある福祉ロボット見学会を開催し、実際に体験してもらうことにより、施設関係者の意識啓発を図る。	2,255千円
	先進的ロボット視察(年3回) 福祉施設等を対象として最先端のロボットの視察を実施し、技術の進歩を実感してもらうことにより、意識啓発を図る。	1,000
	意見交換会(見学会と同時開催) 使用者側(施設関係者)の要望・意見を開発者側(企業、大学)に伝えるための意見交換会を開催し、相互理解を促進する。	192
貸出	福祉ロボットを福祉施設に貸出し、実際に現場で試用することで、有効性を認識してもらい、施設での導入につなげる。	1,553
計		5,000千円

21年度人件費相当額 4,492千円(3,800円×1,182H)

9,492千円(事業費+人件費)

4 全体工程表（これまでの取組、今後の取組）

- ・事業開始年度：平成 19 年度
- ・事業ステージを「聴く」「見る」「試す」「使う」の 4 つに分け、段階的に事業を実施している。
- ・事業開始後 5 年経過する平成 23 年度に検証を行い、導入を促進するための対策を再検討・実施する。

区分		19	20	21	22	23～
事業内容	聴く	講演会	→			事業検証
	見る	見学会		視察	→	
	試す			貸出	→	
	使う					導入促進策の再検討、実施

5 事業実績

区分		19 年度	20 年度	21 年度	
事業費	予算額	3,000 千円	3,000 千円	5,000 千円	
	交付金	-	-	5,000	
	一般財源	3,000	3,000	0	
	決算額	2,172	2,737	-	
事業内容	聴く	普及啓発講演会 ・大学のロボット開発者を講師に開催 ・1 回 ・参加者 約 100 人	大学、企業のロボット開発者を講師に開催 ・2 回 ・参加者 計 217 人	(20 年度完了)	
	見る	福祉ロボット見学会 ・東・中・西部 3 か所で開催 (6 日間) ・2 大学、2 企業が出展 ・参加者 計 350 人	東・中・西部 3 か所で開催 (6 日間) ・2 大学、2 企業が出展 ・参加者 計 429 人	東・中・西部 3 か所で開催 (3 日間) ・2 大学、5 企業が出展 ・参加者見込 計 188 人 (実用化済みロボットの紹介にシフト)	
		先進的ロボット視察	-	-	3 回開催予定 ・企業、福祉機器展等を視察 ・参加者見込 計 50 人
	試す	福祉ロボット貸出	-	-	3 種類 5 台を福祉施設に貸出 全自動排泄処理機 2 台 床走行リフト 2 台 コミュニケーションロボット 1 台 ・20 施設に貸出予定

平成 20 年度までは全額一般財源で事業を行っていたが、21 年度は国の「地域活性化・生活対策臨時交付金」を活用し事業を実施している。

(参考)

県内の有効求人倍率 (21 年 7 月)

・介護関係 1.50 全産業 0.38

事業名		決算	決算	21 当初	所管		
人にやさしいまちづくり支援事業費		事業費	17,306	15,262	20,000	厚生部	
		(うち一般財源)	(17,306)	(15,262)	(20,000)	福祉こども局 地域福祉室	
施策の指標	成果目標	管理指標		長期目標	実績	実績	21 目標
		重度身体障害者の住宅改造に対する助成戸数		年間 50 戸	54 戸	50 戸	50 戸
事業説明	成果目標寄与度	-	(説明)	障害者の地域での自立した生活を支える事業として、需要が高く、各年度とも着実に利用がある。			
	成果目標を補完する事業指標	事業指標		長期目標	実績	実績	21 目標
	県の役割	地域の実情に即した創意工夫による人にやさしいまちづくりを行う市町に助成するなど障害のある人や高齢者等だれもがいきいきと安心して生活できる地域づくりを総合的に支援し、人にやさしいまちづくりを推進する。					
	見直しの内容	本事業は、最大 6 つのメニューからなる補助事業であったが、社会情勢を踏まえ、必要性が低下したメニューを順次廃止し、21 年度から重度身体障害者住宅改造事業のみを実施。					

事業内容(概要・経費内訳等)

1 事業の目標

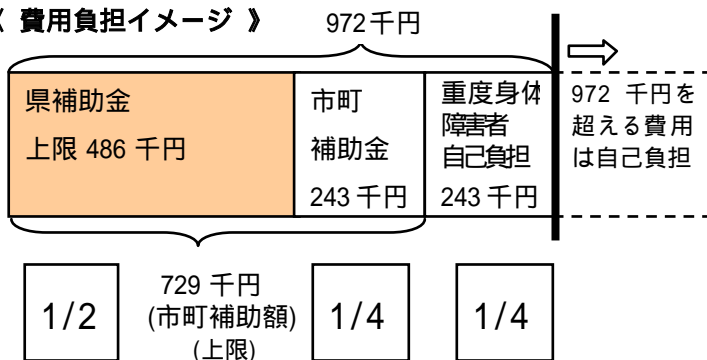
- 低所得の重度身体障害者の浴室、トイレ、階段などの住宅改造費用への助成を行う市町(政令市を除く。)に助成することにより、障害のある人が地域で自立した生活を送ることを可能とする。

2 事業の概要

(1) 補助内容

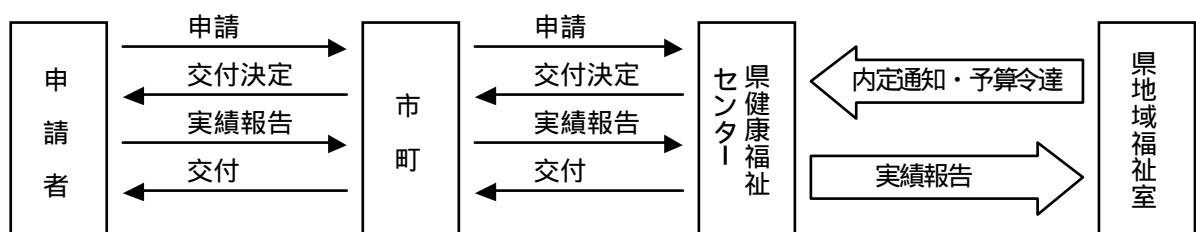
- 低所得(前年度分の世帯年間所得税額 120 千円以下)の重度身体障害者(体幹・下肢・視覚の各障害とも 1 級及び 2 級の者)の住宅改造費用の一部を補助する市町に対し、その補助額の 2/3 を県が補助する。
- 介護保険法の住宅給付(180 千円)、障害者自立支援法の日常生活用具給付(200 千円)により住宅改造費用の支援を受けることができる場合は、その給付額を市町補助額から控除する。

《費用負担イメージ》



県補助金上限額については、介護保険の住宅給付を受けることができる場合は、366 千円、障害者自立支援法の日常生活用具給付を受けることができる場合は、353 千円。

(2) 事務手続きの流れ



3 予算額

事業費 20,000 千円

他の給付区分	H19 件数	割合	H21 年度見込み件数 50 件の内訳 A	補助上限額 B (単位:千円)	A * B (単位:千円)	H21 要求額 (単位:千円)
他の給付なし	21	0.39	19	486	9,234	20,000
介護保険住宅給付あり	19	0.35	18	366	6,588	
日常生活用具給付あり	14	0.26	13	353	4,589	
計	54	1.00	50		20,411	20,000

(参考)人件費

1,444 千円...正職員@3,800 円×380 時間(うち地域福祉室職員 180 時間、7 健康福祉センター職員 200 時間)

4 事業実績

(重度身体障害者住宅改造事業)

年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度(8 月末)	昭和63 年 からの累計 助成戸数
実施市町数	17 市 6 町	14 市 6 町	18 市 5 町	15 市 1 町	
助成戸数(戸)	53	54	50	33	
助成額(千円)	18,034	17,306	15,262	11,232	

(参考)

- 平成 20 年度身体障害者手帳(下肢・体幹・視覚 1・2 級)新規交付 約 500 名(政令市を除く。)

5 事業の必要性・効果

- 住宅設備の改造は多額の費用がかかり、低所得の重度身体障害者にとって大きな負担となることから、市町におけるニーズも高い。市町のみでは存続が困難、または、補助額の大幅な減少により、事業効果が失われるとして、市町から事業継続の強い要望がある。
- 重度身体障害者の住環境の向上支援により、自宅での自立した生活を可能とし、障害者施策の基本方向である施設から地域への移行の促進にも寄与する。
- 本事業により、利用者は住み慣れた地域で生活が継続でき、介護者の負担も軽減されるため、満足度の高い事業である上に、施設入所の場合に、その経費について継続的な公的負担が必要となることと比べて低コストである。

6 課題(県内市町の意見)

- 住宅改造は費用が高額となりやすく、介護保険給付や日常生活用具給付で賄えるのは費用の一部である。住民からの相談・問合せは多いが、自己資金をすぐに工面できないなど諸事情により申請に至らないケースも多い。
- 在宅の重度身体障害者の住み慣れた地域で生活を送りたいというニーズが高まっており、住宅改造の需要は増大していくと考えられる。
- 申請者にとっては、申請から交付決定までの事務処理期間の短縮化。

7 県内政令市等の実施状況

- 静岡市、浜松市が同様の制度を実施中。

市別	対象	補助上限額	所得税額制限	補助率
静岡市	下肢・体幹・視覚の各障害とも 1 級及び 2 級の者	1,000 千円	397 千円以下の世帯	2/4 ~ 4/4
浜松市	下肢・体幹・視覚の各障害又は総合等級とも 1 級及び 2 級の者	750 千円	200 千円以下の世帯	2/3

- 近隣では、山梨県、神奈川県、岐阜県に同様の制度あり。

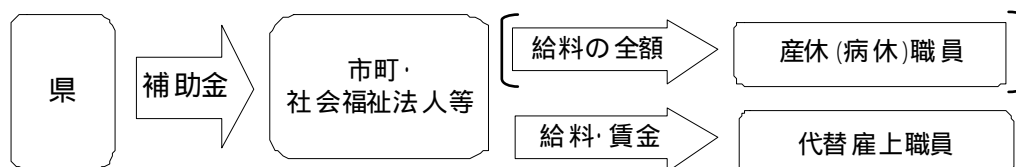
事業名		決算	決算	②当初	所管		
産休等代替職員雇上事業費 助成	事業費	15,269	17,886	21,500	厚生部		
	(うち一般財源)	(15,269)	(17,886)	(21,500)	福祉こども局 子育て支援室		
施策の 指標	管理指標		長期目標	実績	実績	21目標	
	年間を通じた保育所入所待機児童数		0	310人 (H20.4.1)	364人 (H21.4.1)	0人 (H21.4.1)	
	保育所受入児童数		52,400人	49,733人	49,892人	52,400人	
事業 説明	成果目標 寄与度	(説明)					
	成果目標 を補完する 事業指標	事業指標		長期目標	実績	実績	21目標
	県の役割	市町又は社会福祉施設等設置者に対し助成する。					
	見直しの 内 容						

1 目的

社会福祉施設等に勤務する職員の出産休暇や病気休業に伴う代替臨時職員の雇用を容易にし、働き続けられる職場環境を確保することで、保育士等職員の資質の向上を図り、入所者の処遇の向上に寄与する。

2 事業内容

補助対象	産休等職員に給料又は賃金の全額を支払い、産休等代替職員として新たに臨時で職員を任用する場合
支給対象期間	産休 産前8週間、産後8週間
	病休 病気休業開始後31日目から起算して60日を経過する日まで
対象施設	保育所、へき地保育所、一時保護所、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、救護施設、更正施設、授産施設、社会事業授産施設、婦人保護施設、養護老人ホーム(特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設を除く)、軽費老人ホーム(特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設を除く)、障害者支援施設(障害者自立支援法附則第20条の旧法適用施設のうち、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場)
対象職種	直接処遇職員(保育士、看護師、介護職員、保健師、寮母、指導員、セラピスト等)、栄養士及び調理員
実施主体	市町及び社会福祉施設等の設置者 ア 市町(県 市町) イ 社会福祉法人等(県 社会福祉法人等)
補助基準額	5,920円×補助対象期間中の代替職員勤務日数
補助率	公営施設 1/2(一般財源)、私営施設 10/10(一般財源)



3 事業の沿革

平成 16 年度まで 国庫補助金として実施

平成 17 年度から 「三位一体の改革」により国庫補助金廃止、都道府県に税源移譲(一般財源化)、
県単独事業として実施(事業内容は国庫補助金と同一)

4 実績

年度	代替職員任用数		補助基準額 (円)	決算額 (千円)		
	産休	病休		公営	私営	
17 年度	93 人	13 人	5,940	19,310	10,334	8,976
18 年度	89 人	7 人	5,920	21,610	9,037	12,573
19 年度	69 人	1 人	5,920	15,269	7,533	7,736
20 年度	74 人	5 人	5,920	17,886	7,278	10,608

補助基準額・・・ ~ 保育所運営費非常勤保育士単価(年休代替保育士単価)と同額

5 他都道府県の状況

岡山県、佐賀県、宮崎県を除く 44 都道府県で同様事業を実施(平成 20 年度)

(1) 補助基準額(日額) 4,952 円~7,320 円(28 都道府県が 5,900 円台)

(2) 補助率 (単位: 都道府県数)

補助率	公営	私営
補助なし	17	3
1/3	1	-
1/2	8	3
2/3	2	-
3/4	1	1
8/10	1	-
10/10	15	38
その他	2	2
計	47	47

6 事業の必要性

(1) 保育所運営費等(措置費)は、国が定めた職員配置基準に基づき入所者の年齢や人数に応じて積算された全国統一の単価により施設に費用が支払われるが、その中に産休等代替職員分の人件費は積算されておらず、また、職員配置基準は必要最低限のものであるため施設では経営努力により基準以上職員を配置せざるを得ず、さらに代替職員分の人件費は賄えないことから、産休等職員に賃金を支払いながら産休等代替職員を新たに雇う場合には、保育所運営費等(措置費)に加えて、雇うための費用を助成する必要がある。

(2) 保育所入所待機児童の解消や年度途中の児童の受入れのため、保育士の確保が課題となっており、保育士が出産後も働き続けられる職場環境を確保する必要がある。

(3) 入所者処遇の質を確保するため、経験を積んだ保育士等が出産後も働き続けられる職場環境を確保する必要がある。

事業名		決算	決算	②当初	所管		
乳幼児医療費助成		事業費	2,119,022	1,832,478	1,895,000	厚生部	
		(うち一般財源)	(2,119,022)	(1,832,478)	(1,895,000)	福祉こども局 こども家庭室	
施策の指標	成果目標	管理指標		長期目標	実績	実績	21目標
		4歳以下の乳幼児10万人当たりの死亡数		H16(62.2人)の半減(H22)	58.3人	70.0人	長期目標に近づける
事業説明	成果目標寄与度	-	(説明)	少子化対策の充実は喫緊の課題であり、本事業は当該対策の重要な柱である。子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、疾病の早期治療を促すため、乳幼児の医療費を助成する。			
	成果目標を補完する事業指標	事業指標		長期目標	実績	実績	21目標
		-		-	-	-	-
	県の役割	当医療費助成事業を実施している市町に対し、県が助成する。					
見直しの内容							

事業内容(概要・経費内訳等)

1 事業の目的

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、疾病の早期治療を促すため、乳幼児の医療費を助成する市町に補助金を交付する。

2 制度の内容

区分	現行			
事業名	乳幼児医療費助成事業			
入院	対象 / 自己負担	6歳以下の未就学児 / 500円 / 日		
通院	対象 / 自己負担	6歳以下の未就学児 / 500円 / 回(月4回まで)		
所得制限	児童手当制度の所得制限限度額を準用する。 ただし、第3子以降は所得制限を適用しない。			
支給方法	現物給付方式			
実施主体	市町			
補助率	入院	1 / 2 (1 / 3)	()内は政令市	
	通院	1歳未満		1 / 2 (1 / 3)
		1歳以上		1 / 3 (1 / 4)
対象経費	健康保険法による医療保険自己負担分 訪問看護療養費の自己負担金 現物給付方式の事務取扱手数料(医療機関及び国保連合会) 入院時食事療養費標準負担額は対象外			

3 予算額

(単位：千円)

項目	21 当初	備考
乳幼児医療費助成 事業費補助金	1,895,000	経年的傾向、市町の実績から所要額を試算
(参考)人件費	4,100	3,800 円 × 1,079 時間

4 事業実績

(単位：千円)

年度		17	18	19	20
当初予算額		2,274,000	2,300,000	2,250,000	1,691,362
決算額		2,231,562	2,258,543	2,119,022	1,832,478
件数	入院	28,069	26,673	25,756	24,690
	通院	3,492,615	3,388,942	3,418,706	3,342,782

の減は、医療制度改革により3歳から6歳までの自己負担が3割から2割になったことによる影響

5 制度の変遷

区分	現行制度(H16.12改正)			H13.10改正			H9.4改正		
対象者	入院	0～未就学児		入院	0～未就学児		入院	0～未就学児	
	通院	0～未就学児		通院	0～4歳未満		通院	1歳未満	
入院日数制限	なし			3歳以上は8日以上			3歳以上は8日以上		
食事療養費標準負担額(入院)	助成対象外			助成対象			助成対象		
補助率	入院	県	1/2	入院	県	1/2	入院	県	1/2
		市町村 政令市()	1/2		市町村	1/2		市町村	1/2
	通院	1歳未満	1/2	通院	1歳未満	1/2	通院	1歳未満	1/2
		1歳以上	1/3		1歳以上	1/3		1歳以上	-
		1歳以上	2/3		1歳以上	2/3		1歳以上	-
自己負担	入院	500円/日		入院	500円/日		入院	500円/日	
通院	500円/回(月4回まで)		通院	500円/回(月4回まで)		通院	500円/回(月4回まで)		
所得制限	児童手当制度の所得制限限度額を準用(ただし、第3子以降は所得制限を適用しない)			なし			なし		
支給方法	現物給付方式			現物給付方式			現物給付方式()		

ただし、政令市への補助率変更はH17.4～

ただし、現物支給方式導入はH9.10～


6 市町の状況


別添資料 1

7 他県の状況

別添資料 2

平成21年度乳幼児医療費助成事業(県内市町比較)

 は所得制限有(含む一部有)3

 は償還払い実施(含む一部実施)13

平成21年4月現在

区分	入院				通院			
	自己負担			数	自己負担			数
	なし(無料)		あり		なし(無料)		あり	
中学校卒業	伊東市 裾野市 長泉町 小山町 吉田町 掛川市 静岡市	清水町 御殿場市 焼津市 藤枝市 川根本町 菊川市 浜松市		14	裾野市 長泉町 小山町 吉田町	清水町 御殿場市 焼津市 藤枝市 川根本町		9
小学校卒業		三島市 伊豆市		2		伊豆市 島田市		2
小学校3年	沼津市 伊豆の国市	湖西市		3	伊豆の国市	三島市 湖西市		3
小学校2年		富士市		1		富士市		1
小学校1年	函南町 芝川町	富士宮市		3	函南町 芝川町	富士宮市		3
未就学児	下田市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 熱海市 島田市 袋井市	牧之原市 磐田市 御前崎市 森町 新居町 現行:県補助制度		14	下田市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 熱海市 袋井市	伊東市 沼津市 牧之原市 磐田市 掛川市 御前崎市 菊川市 森町 新居町 静岡市 浜松市 現行:県補助制度		19
計	20	17		37	15	22		37

平成21年度乳幼児医療費助成事業(他県比較)

 は所得制限有(含む一部有)29
 は現物給付実施(含む一部実施)35
 * は条件付実施

平成21年4月1日現在

区分	入院			通院		
	自己負担		数	自己負担		数
	なし(無料)	あり		なし(無料)	あり	
中学校卒業	愛知県 群馬県	東京都* 神奈川県	4		東京都*	1
小学校卒業		北海道 新潟県 京都府	3			
小学校3年		栃木県 兵庫県	2		栃木県 兵庫県	2
7歳未満		徳島県	1		徳島県	1
未就学児	宮城県 福井県* 山梨県 岐阜県 三重県 和歌山県 山口県	青森県 岩手県 秋田県 福島県 山形県 埼玉県 茨城県 富山県 千葉県 長野県 石川県 静岡県 滋賀県 奈良県 大阪府 島根県 広島県 岡山県 鳥取県 愛媛県 高知県 福岡県 大分県 佐賀県 熊本県* 長崎県 宮崎県 沖縄県 鹿児島県	36	群馬県 岐阜県 福井県* 和歌山県 愛知県 三重県 山口県	北海道 青森県 秋田県 岩手県 福島県 山形県 埼玉県 茨城県 千葉県 長野県 神奈川県 静岡県 滋賀県 奈良県 京都府 島根県 広島県 岡山県 鳥取県 愛媛県 高知県 福岡県 大分県 長崎県 宮崎県	32
6歳未満	香川県		1	香川県	鹿児島県	2
5歳未満				山梨県		1
4歳未満					富山県 石川県 熊本県 沖縄県	4
3歳未満				宮城県	新潟県 大阪府 佐賀県	4
計	10	37	47	10	37	47

* 東京都は、小・中学生は別制度として、医療費の自己負担3割のうち1割に助成

* 福井県は、3歳以上未就学児までは、多子世帯(第3子以上)に限る

* 熊本県の入院は、4歳以上未就学児までは、多子世帯(第3子以上)に限る

事業名		決算	決算	②1当初	所管		
母子家庭等医療費助成		事業費	338,659	327,116	326,000	厚生部	
		(うち一般財源)	(338,659)	(327,116)	(326,000)	福祉こども局 こども家庭室	
施策の指標	成果目標	管理指標		長期目標	実績	実績	21目標
		4歳以下の乳幼児10万人当たりの死亡数		H16(62.2人)の半減(H22)	58.3人	70.0人	長期目標に近づける
事業説明	成果目標寄与度	-	(説明)	増加するひとり親家庭への支援対策として、児童の健やかな成長や医療費の経済的負担の軽減に重要な役割を果たすため、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等への福祉の増進に寄与する。			
	成果目標を補完する事業指標	事業指標		長期目標	実績	実績	21目標
		-		-	-	-	-
	県の役割	当医療費助成事業を実施している市町に対し、県が助成する。					
見直しの内容							

事業内容(概要・経費内訳等)

1 事業の目的

ひとり親家庭等の福祉の増進に寄与するため、ひとり親家庭の医療費を助成する市町に補助金を交付する。

2 制度の内容

区 分		現 行 (平成16年12月改正)
入 通 院	対 象	母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、両親のいない児童
	自己負担	なし(一旦窓口で支払い 後日自動償還払い)
所得制限		所得税非課税世帯
入院時食事標準負担額		助成対象としない
児童の年齢		20歳の誕生日の前日
事業実施主体		市町
補助率		県 1/2 (1/3) ()内は政令市

3 予算額

(単位:千円)

項 目	21 当初	備考
母子家庭等医療費助成事業費補助金	326,000	経年的傾向、市町の実績から所要額を試算
(参考)人件費	3,473	3,800円×914時間

4 事業実績

(単位：千円)

年度	17	18	19	20
当初予算額	382,000	370,000	340,000	320,000
決算額	370,239	357,816	338,659	327,116
受診件数	299,250	294,013	301,847	298,999

5 対象世帯

区分	母子家庭	父子家庭	両親のいない児童	合計	備考
全世帯数	31,161	4,272	531	35,964	
受給世帯数	13,635	121	84	13,840	
受給割合	43.8%	2.8%	15.8%	38.5%	(母子家庭等医療費助成事業実施状況報告)

6 市町の実施状況

実施市町 37市町(県内すべての市町で実施)
 県基準の助成に加えて独自の制度を実施している市町
 入院時食事標準負担額を負担：3市町

7 他県の実施状況

実施都道府県 47都道府県

項目	制度内容	都道府県	静岡県
対象	父子家庭を対象とする	39	
	児童の年齢を20歳未満まで延長 (一部条件有を含む)	17	
所得制限	なし	0	
	あり	47	
自己負担	なし	20	
	あり	27	